

## 道内市町村の経営持続化臨時特別支援金への上乗せ等支援の実施状況

令和2年6月26日現在

市町村名	市町村支援額(円)		市町村への申請	特記事項	問い合わせ先
札幌市	支援金A	50,000円	不要	道が支給決定した事業者(札幌市内)に対して支払う10万円のうち、5万円を札幌市が負担	北海道 経営持続化臨時特別支援金 お問い合わせセンター 011-350-7262(平日8:45~17:30、6/28までは土日も開設)
	支援金B	50,000円	不要	道が支給決定した事業者(札幌市内)に対して、5万円を札幌市が上乗せ	
月形町	支援金A	10万円	必要	北海道の休業要請に応じ休業した事業者(法人の休業を含む)に対し10万円の給付 ※取組対象期間:5/19~5/31までの継続した期間	企画振興課商工観光係 0126-53-2325 (平日8:30~17:15)
沼田町	支援金A	50,000円	必要	北海道の休業要請に応じた対象業種のうち、道に対して休業支援金の申請を行った、又は行う予定で既に自主的休業等を実施している者	産業創出課 0164-35-2155 (平日8:45~17:15)
石狩市	支援金A	200,000円	不要	北海道における、以下全ての支援金の支給決定を受けている方が対象 ①休業協力・感染リスク低減支援金 ②経営持続化臨時特別支援金A	商工労働観商工労政担当 0133-72-3166 (平日8:45~17:15)
旭川市	支援金A	50,000円	不要	北海道で支給決定され、旭川市内に対象施設を有する事業者に対し、上乗せ給付を実施	経済部経済交流課 0166-73-9850 (平日8:45~17:15)
当麻町	支援金A	100,000円	不要	休業要請期間:5/16~5/31(短縮された場合はその日まで、延長された場合はその日まで)	まちづくり推進課企画商工係 0166-84-2111 (平日8:30~17:15)
初山別村	支援金A	100,000円	必要	感染予防対策を行う事業所に10万円を支給	経済課水産商工係 0164-67-2211
池田町	支援金A	100,000円	必要	北海道支援金の申請等の手続きを行い、北海道知事から支援金Aの支給の決定を受けた池田町内で現に事業を営んでいる個人又は町内に本社登録をしている法人	池田町役場産業振興課 商工観光係 015-572-3218
東神楽町	支援金B	100,000円以内	必要	・交付対象者 町内に主たる事業所を有し町内で事業を行っている法人又は、個人事業者で国の「持続化給付金」を申請し給付決定された方 ・支援金額 10万円以内(国の持続化給付金の給付額の10分の1)※1万円未満の端数は切り捨てます。 ・申請期間 令和2年5月25日(月)から 令和3年2月26日(金)まで	産業振興課 0166-83-2114 (平日8:30~17:15)
上砂川町	支援金A	100,000円	必要	次に掲げる全ての事項に該当する者 (1)町内に主たる事業所又は店舗を有する事業所、若しくはフリーランスを含む個人事業主 (2)申請時点において、当町の町税に滞納が無い者  ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から8月までのうち、前年同月と比較して売上高が50%以上減少した月があること。	上砂川町役場企画課 地域振興係 0125-62-2223
北広島市	支援金A	50,000円	必要	・休業要請期間:5/19~5/31(5/25に解除された事業者は5/24まで) ・4/25から5/15まで休業等をしていただくことが必要 ・北海道の支給決定に関わらず申請支給可能	商工業振興課 011-372-3311(4613) (平日8:45~17:15)
京極町	支援金A	200,000円	必要	休業要請期間:5/7~5/31(短縮された場合はその日まで、延長された場合はその日まで)	企画振興課商工労働観光係 0136-42-2111 (平日8:45~17:30)